

岐阜県福祉友愛アリーナ団体利用誘客事業費助成金交付要綱

(総則)

第1条 岐阜県福祉友愛アリーナ（以下、「アリーナ」という。）の指定管理者である一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会（以下、「本会」という。）は、障がい者団体によるアリーナの全県的な利用の促進及び利便性の向上を図り、アリーナへの誘客と利用の拡大を図ることを目的として予算の範囲内で、県内の障がい者団体等の借上げバスを利用したアリーナの団体利用に対し助成（以下、「助成」という。）を行うものとし、その交付に関して必要な事項を定める。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象事業は、借上げバスを利用したアリーナの団体利用とする。事業の実施にあたっては、「スポーツ活動の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（本会作成）」に準拠した対応を行うこと。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 県内に住所を有する障がい者団体等
- (2) 利用人数はバス定員の半数以下かつ、可能な限り席を空けた座席配置で利用するもの。（引率者及び介助者である健常者を含む。）

(助成対象経費)

第4条 助成の対象経費は、以下のとおりとする。

- (1) バス借上げ料金
- (2) 有料道路料金
- (3) キャンセル料

（新型コロナウイルス感染状況等によりアリーナが臨時休館となった場合、交付決定額を上限として発生したキャンセル料を対象とする。）

- 2 対象経費に関する経費の収支を明らかにした書類及び領収証等の証拠書類については、事業を実施した翌年度以降5年間保存し、本会が必要と認めた場合は一時提出するものとする。
- 3 領収証等の証拠書類については、用途が明確に分かるような記載がされているものとする。
- 4 助成の対象となる事業以外に助成金を使用又は流用した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、返還を命ずることがある。

(助成上限額)

第5条 助成金の交付上限額は、1回1団体あたり219千円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、団体利用誘客事業費助成金交付申請書（第1号様式）に、関係書類を添えて、指定した期日までに本会会長（以下、「会長」という。）あてに提出しなければならない。

- 2 事業に変更または中止があった場合は速やかに団体利用誘客事業費助成金（変更・中止）申請書（第2号様式）に、関係書類を添えて、会長あてに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 助成金の交付対象団体及び助成金の額については、会長が審査のうえ決定する。

- 2 会長は、審査結果を団体利用誘客事業費助成金審査結果通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 第7条第2項により助成金の交付決定を受けた者（以下、「交付対象者」という。）は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、団体利用誘客事業費助成金実績報告書（第4号様式）（以下、「報告書」という。）を会長あてに提出しなければならない。

2 報告書には、領収証等証拠書類のコピーを添付するものとする。

（助成金の交付及び額の確定）

第9条 会長は、報告書の内容を精査し、助成金の額の確定を行い、団体利用誘客事業費助成金の額の確定通知書（第5号様式）により交付対象者へ通知するものとする。

2 助成金は、前項の規定による額の確定後に交付する。

3 交付対象者は、第1項の額の確定の通知を受けた後、団体利用誘客事業費助成金請求書（第6号様式）（以下、「請求書」という。）を会長宛に提出するものとする。会長は、請求書の受理後30日以内に当該助成金を支払うものとする。

（その他）

第10条 助成金の交付に関して必要な事務処理及び助成金交付は、本会施設課（アリーナ事務局）において取り扱うものとする。

2 その他、この要綱に定める以外の事項においては、その都度協議する。

附 則

この要綱は、令和元年 7月 1日から施行する。

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。